

平成 16 年 5 月 21 日制定

改正平成 18 年 11 月 24 日

(目的)

第 1 条 この規程は、沖縄国際大学経済学部（以下「本学部」という）の紀要、『沖縄国際大学経済論集』（以下「本誌」という）の編集に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載内容)

第 2 条 本誌は、本学部の研究に関する研究論文、研究ノート、書評、翻訳などを掲載する。

(発行及び回数)

第 3 条 本誌は、原則として研究論文 2 編以上によって発行することができる。

2 本誌は、原則として年 2 回発行する。

(投稿)

第 4 条 本誌に投稿できる者は、次のとおりとする。

(1) 本学部に所属する専任教員。

(2) その他、編集委員会、本学部教授会において適当と認められた者。

(編集委員会)

第 5 条 本誌の発行に際して必要となる企画・編集及び投稿原稿の募集・受理を行うために、本学部に編集委員会を設置する。

2 編集委員会は、経済学科・地域環境政策学科から各 2 名の委員を選出し、計 4 名の委員により構成する。

3 委員の任期は 1 年とし、毎年、委員長を互選する。

4 本誌及び原稿の体裁、論文等の掲載順序、校正を含めた編集に係わるすべての事項は編集委員会において決定する。

5 編集委員会は、紀要の編集に関する諸事項について本学部教授会に報告しなければならない。

(投稿原稿)

第 6 条 投稿原稿は、未発表のものとする。

(紀要発行及び原稿締め切りの通知)

第 7 条 編集委員会は、本誌発行の 3 か月前までに発行及び原稿締切日を本学部教員に通知しなければならない。

(原稿提出)

第 8 条 投稿者は、編集委員会が通知した締切日までに編集委員会に原稿を提出しなければならない。

(校正)

第 9 条 採用原稿の執筆者校正は 2 校までとし、校正時の原稿の改訂は原則として認めない。

(原稿返却等)

第 10 条 投稿した原稿は一切返却しない。

2 投稿者は、投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の場所で公刊してはならない。

(論文等の報告)

第 11 条 投稿者は、編集委員会の主催する研究報告会において論文等の口頭報告を行うものとする。

(論文等の審査)

第 12 条 編集委員会は投稿された論文等に関し、その掲載の可否を審査する。

2 編集委員会は、投稿者に論文等の訂正や書き換えを求めることができる。

(執筆要領)

第 13 条 原稿執筆要領は以下のとおりとする。

(1) 原稿は、原則として日本工業規格 A 4 版用紙を縦に使用し、横書きとする。

(2) 原稿の構成は、和文の場合、原則として①和文表題、②英文表題、③所属、④和文氏名、ローマ字表記氏名、⑤目次、⑥要旨、⑦本文、⑧注釈、⑨参考文献の順とする。英文の場合は、和文表題及び和文氏名を併記すること。

(3) 図表・写真等については、それぞれキャプションをつけ、本文中に挿入するか、本文での挿入箇所を明示して原稿の終わりに添付すること。

(4) 原稿は原則としてワープロ原稿とし、原稿のハードコピーと原稿の電子ファイルをフロッピーディスク等メディアに保存し、提出すること。

(著作権)

第14条 掲載された論文等の著作権は、沖縄国際大学に帰属する。

(沖縄国際大学学術成果リポジトリ登録)

(平 18.11.24 見出改正)

第15条 掲載された論文等は電子化し、沖縄国際大学学術成果リポジトリへ登録しインターネットを通じて公開する。

(平 18.11.24 本条改正)

(転用)

第16条 本誌に掲載された論文を執筆者が他の出版物に転用する場合は、予め文書によって編集委員会に届け出ることにし、本学部教授会の承認を得なければならない。

(枚数制限)

第17条 投稿原稿は、日本語の場合、原則として論文・研究ノートについては400字詰め原稿用紙50枚(図表を含む)以内とし、書評・翻訳については20枚以内とする。英文の場合、原則として6000語以内とする。

(抜刷)

第18条 執筆者に対して50部の抜刷を進呈する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、本学部教授会で行う。

附 則

1 この規程は、2004年4月1日から施行する。

2 改正、この規程は、2007年4月1日から施行する。